

令和7年12月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和7年12月2日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について
- ② 議案第2号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- ③ 議案第3号 四万十町保育所条例の改正について
- ④ 議案第4号 四万十町地域子育て支援センター条例の改正について
- ⑤ 議案第5号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ⑥ 議案第6号 四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱について
- ⑦ 議案第7号 令和7年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

5 協議事項

6 報告事項

7 その他

- ① 12月定例議会一般質問について
- ② 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

議案第1号

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱第9条第3項の規定に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和7年12月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

区分	氏名	所属等	備考
(1) 町職員	戸田 ゆかり	健康福祉課長	新任

任期：令和7年11月13日～令和8年3月31日

参 考

○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 抜粋

平成 20 年 2 月 12 日教育委員会告示第 2 号

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 子ども教室(指導者)の代表者	市川 絢子	口神ノ川放課後子ども教室
	佐竹 佐代子	北ノ川放課後子ども教室
	高橋 知佐	十和放課後子ども教室
(2) 子ども教室(保護者)の代表者	小笠原 円	七里放課後子ども教室
(3) 四万十町小中学校P T A連絡協議会の代表者	田村 皓哉	四万十町小中学校P T A連合会 会長
(4) 学校関係の代表者	大崎 幸	川口小学校 校長
(5) コーディネーターの代表者	野村 泰子	教育研究所 所長
(6) 町職員	戸田 ゆかり	健康福祉課長
	三宮 佳子	町民課長
(7) 教育委員会職員	今西 浩一	生涯学習課長

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日
 (田村、大崎、三宮委員は令和7年6月4日～)
 (戸田委員は令和7年11月13日～)

議案第2号

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年12月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例に定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理

者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園

支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又

は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及

		び第 10 号を満たすものとする。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保

育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 高知県認定こども園条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年四万十町条例第18号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

【要旨】

この条例については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が、令和6年6月12日に公布されたことに伴い、制定が必要になったものです。

この改正法においては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設（令和7年4月1日から制度化）され、令和8年4月1日から給付化されることとなっています。

改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項において、「市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならない」とされていることから、本条例を制定するものです。

【条例の内容】

児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」に従い、また、同内閣府令を参酌した内容となっており、乳児等通園支援事業を行う者を町が認可する際の基準となるものです。

【施行期日】

令和8年4月1日

【根拠法令】

改正法による改正後の児童福祉法 抜粋

〔家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業〕

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ ～ ⑦ （略）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定め

る基準を参酌するものとする。

- 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
- 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ (略)

議案第 3 号

四万十町保育所条例の改正について

四万十町保育所条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町保育所条例の一部を改正する条例

四万十町保育所条例（平成 18 年四万十町条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表四万十町立見付保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

【要旨】

現在、本町には町立保育所が7か所あり、それぞれの保育所で安全で適切な保育（一部指定管理による保育を実施）を行っているところです。

しかし、ほとんどの保育所で老朽化が進んでいる状況があり、中でも施設整備（1976年）から49年が経過している「見付保育所」では、本年4月に、屋根材の一部が剥落する事態が発生しました。現在までに、危険防止対策（応急工事や危険個所への侵入防止柵など）を行い、日々の保育を実施していますが、児童の安全確保を最優先するためには、本年度末をもって閉所すべきと判断しましたので、本条例を改正するものです。

なお、閉所後については、現在の見付保育所に在籍する児童の大部分を、社会福祉法人窪川児童福祉協会が運営する「くぼかわ保育所」で受け入れていただく方向で調整しています。

【条例改正の内容】

「四万十町立見付保育所」をこの条例から削除します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
第1条（略） （名称及び位置）		第1条（略） （名称及び位置）	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地 1	四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地 1
四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地 5	四万十町立見付保育所	四万十町見付970番地6
（略）	（略）	四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地 5
（略）	（略）	（略）	（略）
第3条 ～	（略）	第3条 ～	（略）

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第4号

四万十町地域子育て支援センター条例の改正について

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年12月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町地域子育て支援センター条例（平成18年四万十町条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子供」を「子ども」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (3) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

第5条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号又は第3号の事業を利用する者は、1時間当たり300円を超えない範囲内で町長が定める利用料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

【要旨】

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）では「乳児等通園支援事業」として規定）が創設され、令和7年4月1日から制度化、令和8年4月1日から給付化されることとなっています。

これを受けて全国の自治体では、「こども誰でも通園制度」の実施に向けた体制整備が進められているところですが、本町では、1歳児以後の保育所等入所率が9割を超えていること、また、生後6か月から利用できる一時預かり事業も一定の利用があることから、同制度のニーズは少ないものと見込んでいます。

現状の保育等施設を運営する中で、限られた保育士を効率的に配置しながら同制度を運用していくため、まず令和8年度からは、町内3か所に設置している地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）で実施します。

本条例は、支援センターで「こども誰でも通園制度」を実施するため、所要の規定を整備するものです。

【主な改正内容】

1. 支援センターで実施する事業に、乳児等通園支援事業を追加します。
2. 乳児等通園支援事業の利用料の上限（1時間当たり300円）を定めます。
3. 支援センターの現状の運営に合わせた規定の整理及び字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

別 紙

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子ども</u>を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川地域子育て支援センター</td> <td>四万十町北琴平町826番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正地域子育て支援センター</td> <td>四万十町大正385番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和地域子育て支援センター</td> <td>四万十町昭和416番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業</u></p> <p><u>(3) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u></p>	名称	位置	四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1	四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1	四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子供</u>を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川地域子育て支援センター</td> <td>四万十町北琴平町826番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正地域子育て支援センター</td> <td>四万十町大正385番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和地域子育て支援センター</td> <td>四万十町昭和416番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 育児不安等についての相談指導</u></p> <p><u>(2) 子育てサークル等の育成・支援等</u></p> <p><u>(3) 保健相談事業への支援</u></p> <p><u>(4) 子育て通信の発行</u></p> <p><u>(5) 育児教室、講演会等の開催</u></p>	名称	位置	四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1	四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1	四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4
名称	位置																
四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1																
四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1																
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4																
名称	位置																
四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1																
四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1																
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4																

改正後	改正前
<p><u>(4)</u> その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)</p> <p>第4条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。 (<u>使用料等</u>)</p> <p>第5条 支援センターの使用料は、無料とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号又は第3号の事業を利用する者は、1時間当たり300円を超えない範囲内で町長が定める利用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(利用者の責務)</p> <p>第6条 利用者は、支援センターの秩序を尊重し、町長及び支援センター職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。</p>	<p><u>(6) 子育てに関する情報の収集及び提供並びに交流の場の提供</u></p> <p><u>(7)</u> その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)</p> <p>第4条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。 (<u>使用料</u>)</p> <p>第5条 支援センターの使用料は、無料とする。</p> <p>(利用者の責務)</p> <p>第6条 利用者は、支援センターの秩序を尊重し、町長及び支援センター職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。</p>

議案第 5 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四万十町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。
(四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四万十町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条中「児童福祉法第 33 条の 10 各号」を「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四万十町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

参 考

【要旨】

この条例については、令和7年4月25日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、関係する条例を改正するものです。

改正法により、児童福祉法については、いくつかの規定の改正等が行われていますが、そのうち第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことにより、条例に規定している「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める必要が生じたものです。

改正する条例については、「四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）」、「四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）」及び「四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第20号）」の3本となっています。

【条例の内容】

第1条 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

第13条中「法第33条の10各号」→「法第33条の10第1項各号」

第2条 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正

第26条中「児童福祉法第33条の10各号」→「児童福祉法第33条の10第1項各号」

第3条 四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

第12条中「法第33条の10各号」→「法第33条の10第1項各号」

【施行期日及び適用日】

施行期日 公布の日

適用日 令和7年10月1日（改正児童福祉法の施行日）

【新旧対照表】

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第12条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第12条 (略) (虐待等の禁止)
第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第14条 ～ (略)	第14条 ～ (略)

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第25条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第25条 (略) (虐待等の禁止)
第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第27条 ～ (略)	第27条 ～ (略)

四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第11条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第11条 (略) (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条 ～ (略)	第13条 ～ (略)

議案第6号

四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱について

四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年12月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 就学前後の支援体制の充実を図り、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として実施する就学等支援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を効率的かつ効果的に推進するため、四万十町学力・発達アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 保育所、認定こども園及び小学校に在籍する児童を対象に実施するプロジェクトへの専門的見地からの助言又は指導
- (2) プロジェクトの検証
- (3) その他プロジェクトの実施に必要な事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、前条に規定する職務の遂行に必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として3年とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(報酬)

第5条 アドバイザーは、無報酬とする。

(遵守事項)

第6条 アドバイザーは、その職務の執行に当たっては、関係法令、例規等を遵守しなければならない。

2 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。